

市内小中学校校長 殿
スポーツ少年団長 殿

宜野湾市教育委員会
教育長 知念 春美
(公印省略)

沖縄県対処方針変更に伴う「4月1日以降」における 部活動およびスポーツ少年団等の活動について（通知）

平素より、学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、感染再拡大防止と社会経済活動を継続するため3月24日付け沖縄県新型コロナウイルス対策本部会議において、沖縄県対処方針が変更されました。しかしながら第6波の感染は高止まり傾向にあるため、対策を強化した上で活動を行う必要があり、部活動およびスポーツ少年団等の活動については、沖縄県対処方針変更に伴う「4月1日以降」における部活動およびスポーツ少年団等の活動について下記のとおりといたします。

つきましては、貴校職員等へ周知いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。なお、今後、下記の内容に変更がある際は、別途通知することを申し添えます。

記

1 部活動およびスポーツ少年団等の活動について

「4月1日以降」から当面の間は、以下の条件のもと、活動できるものとする。

- (1) 学校長の許可の下、平日2時間程度（早朝練習含む）、土日祝日は3時間程度（準備・片付け・清掃・整備やミーティング等は含まない）、その際は感染症対策を徹底し、昼食を挟むことのないように時間を設定すること。
- (2) 体調不良の児童生徒は、練習や大会参加を控えること。
- (3) 県内での練習試合や合同練習は（1）（2）を遵守し、実施することができる。
- (4) 県内外での合宿や遠征等の実施については、市教育委員会と相談の上慎重に決定すること。
- (5) 部活動等前後に、生徒同士の飲食等を控えるよう特に指導を徹底する。（部室、更衣室等含む）
- (6) 送迎時の車内においても十分な感染防止対策を講ずること。
- (7) 学級学年閉鎖等の対応がある際は、原則その期間は部活動等に参加しないこと。

2 感染者又は濃厚接触者が出た部活動等について

- (1) 感染者又は濃厚接触者となった選手・職員については、保健所が指定する解除日まで、練習及び大会は参加できない。但し、濃厚接触者については、最終接触日から4・5日目の抗原簡易キット検査の結果が陰性であれば5日目解除となり、参加可能となる。
- (2) 同居家族以外の感染者と接触したものが登校可能となった場合は、部活動及び大会は参加できる。
- (3) 学級学年閉鎖等の対応がある場合の大会参加については、市教育委員会と相談の上、主催団体の指示に従うこと。

3 県内、県外大会参加については、各団体と十分に連携し学校において慎重に検討すること。

※県外大会に参加する際は、出発前にはワクチン接種の完了又はPCR等検査を受検し、帰沖後、速やかにPCR等検査を受検すること。

4 活動時間等を遵守しない部活動等については、活動を一時停止する場合もある。